

裁判長認印



第 1 6 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示	平成 2 7 年 (行ウ) 第 1 6 号
期 日	平成 2 9 年 6 月 1 6 日 午 前 1 0 時 3 0 分
場 所 等	大阪地方裁判所第 7 民事部準備手続室
裁 判 長 裁 判 官	山 田 明
裁 判 官	森 田 亮
裁 判 官	湯 川 舞 子
裁 判 所 書 記 官	出 納 幸 代
出 頭 した 当 事 者 等	原告 光城敏雄 同 光城民雄 原告ら代理人 辻公雄 同 井上善雄 同 豊島達哉 同 西川満喜 被告代理人 寺内則雄 補助参加人代理人 飯島敬子
指 定 期 日	平成 2 9 年 7 月 2 0 日 午 前 1 1 時 3 0 分

当 事 者 の 陳 述 等

原告ら

- 1 準備書面 (14) (平成 29 年 6 月 6 日付け) 陳述
- 2 請負原契約と請負変更契約を分離したことがなぜ違法となり、どのような損害となるのかについて主張の補充を検討する。

被告

- 1 準備書面（7）（平成29年6月16日付け）陳述
- 2 請負原契約と請負変更契約を分けて行うに至った経緯等の主張の補充を行う

当事者双方

立証方法について検討する。

補助参加人

準備書面（3）（平成29年6月15日付け）陳述

裁判長

当事者双方に対し、書面の提出期限を平成29年7月13日までと定める。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 出 納 幸 代

